

令和 6 年 12 月 18 日

各位

株式会社 ADI.G

代表取締役 浅野 弘 治

森・濱田松本法律事務所

代理人弁護士 稲生 隆 浩 片 桐 大

同 木 村 純 北 山 智 也

同 早 川 仁 山 岡 祐 貴

弊社の民事再生手続開始申立てについて

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、誠に有難く厚く御礼申し上げます。

株式会社 ADI.G（以下「弊社」といいます。）は、令和 6 年 12 月 16 日、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い受理され、直ちに同裁判所から、弁済禁止の保全処分命令及び監督命令が発せられました。このような事態となり、皆様には多大なご迷惑とご心配をお掛けするところとなり、誠に申し訳なく心からお詫び申し上げます。

この度、弊社は、税理士を会計参与（役員）として迎えると同時に、弊社の事業・財務面の実態調査および是正の為の指導を社外の専門家に依頼することで、コンプライアンス遵守を前提に抜本的な改革を行い、弊社の事業の抜本的な再生を目指すことといたしました。

一部の報道機関では「倒産」という表現を用いておりますが、**民事再生手続は、破産等の会社を清算する手続とは異なり、裁判所の監督の下で、事業を継続して債権者の皆様の協力の下に会社を再建させるための手続であり、弊社は、今後とも従来どおり事業を行って参ります。**

弊社は現時点で十分な収益を挙げており、民事再生手続中も、事業を継続していくことには何ら支障はございません。決して事業を廃止、清算するということではございませんので、誤解されませんようお願い申し上げます。

今後は、債権者の皆様や弊社の事業にご支援いただける企業の皆様の協力も得ながら、事業の再生に向け、全社一丸となって業務に精励いたす所存です。

誠にご迷惑をお掛けいたしますが、弊社の事業の再生に、何卒ご支援、ご協力を賜りたく、宜しくようお願い申し上げます。

敬具